

議案第48号

おいらせ町公の施設に係る指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

おいらせ町公の施設に係る指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町の公の施設管理に指定管理者制度を導入するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めるなど、関係条例について所要の整備を行うため提案するものである。

おいらせ町公の施設に係る指定管理者制度導入に伴う関係条例
の整備等に関する条例

(おいらせ町立図書館条例の一部改正)

第1条 おいらせ町立図書館条例（平成18年おいらせ町条例第88号）の一部を次のように改正する。

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第168号）により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の整理及び保存に関する業務
- (2) 図書館の利用に関する業務
- (3) 図書館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

(おいらせ町みなくる館条例の一部改正)

第2条 おいらせ町みなくる館条例（平成18年おいらせ町条例第91号）の一部を次のように改正する。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 みなくる館の管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平

成 1 8 年おいらせ町条例第 1 6 8 号) により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

(指定管理者の業務)

第 1 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) みなくる館の使用許可に関する業務
- (2) みなくる館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 1 5 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、みなくる館の管理を行わなければならない。

(大山将棋記念館条例の一部改正)

第 3 条 大山将棋記念館条例 (平成 1 8 年おいらせ町条例第 9 5 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第 7 条 大山将棋記念館の管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 6 8 号) により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の業務)

第 8 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 大山将棋記念館の利用に関する業務
- (2) 大山将棋記念館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 9 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく教育委員会規則そ

の他教育委員会が定めるところに従い、大山将棋記念館の管理を行わなければならない。

(おいらせ町立児童館条例の一部改正)

第4条 おいらせ町立児童館条例（平成18年おいらせ町条例第104号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第4条から第9条までを3条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 児童館の管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第168号）により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、児童館の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。